

# 1 地方公共団体の収入の種類

■ 県の歳入予算（収入の性質）※主な分類

区分	自主財源	依存財源	
一般財源	県税（普通税） 地方消費税清算金 など	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 交通安全対策特別交付金 など	用途が特定されず、 <u>どのような経費にも使用することができる財源</u> のこと。
特定財源	県税（目的税） 使用料 手数料 分担金 負担金 寄附金 など	国庫支出金 県債 など	その性質により <u>充当する経費が特定されている財源</u> のこと
	<u>地方公共団体が自らの権能に基づいて自主的に徴収できる財源</u> のこと。	収入のうち、 <u>国の意思決定に基づいて額を交付されたり、割り当てられたりする財源</u> のこと。	

## 2 地方公共団体の自主財源

種類	内容	根拠	主な事例
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。</p> <p>【普通税】その収入を一般経費の財源に充当する            【目的税】特定の費用のために課される税(⇔普通税)            【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税(⇔法定税)            【超過課税】条例により、標準税率(地方税法)を上回る税率で課税すること。</p>	地方自治法 第223条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定外普通税:核燃料料税</li> <li>・法定外目的税:産業廃棄物税</li> <li>・超過課税(宮城県): みやぎ環境税(個人県民税) みやぎ発展税(法人事業税)</li> </ul>
分担金	<p>地方団体が行う特定の事案に必要な費用に充てるため、<b>特に利益を受けるものから、その受益の限度において徴収するもの。</b></p>	地方自治法 第224条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業実施に伴う分担金</li> <li>※負担金との違いは主に根拠法令による</li> </ul>
負担金	<p>①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの            ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの</p>	地方財政法 第27条 及び 各個別法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に関する工事の実施に伴う負担金</li> <li>※分担金との違いは主に根拠法令による</li> </ul>
使用料	<p>行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その<b>反対給付</b>として徴収するもの</p>	地方自治法 第225条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設使用料(公園、美術館等)</li> <li>・機器使用料(研究施設等)</li> </ul>
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対し、その<b>費用を償うため又は報償として</b>徴収するもの</p>	地方自治法 第227条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験手数料(工業用材料等)</li> <li>・証明書発行手数料(県税等)</li> </ul>
寄附金	<p>地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、<b>相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの</b></p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税</li> <li>・協力金(環境保全等)</li> </ul>

### 3 自主財源の比較検討

種類	収入の規模	継続性・安定性	受益と負担
地方税	課税対象の設定により一定規模以上の確保が可能	継続的・安定的な確保が可能	受益者を広く設定し負担を求めるとが可能
分担金	受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的	特定の事案について徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難	利益を受ける者を特定し受益の範囲において負担を求めると必要あり
負担金	受益者を個別に特定する必要があるため規模は限定的	事業に要する経費として徴収されるため安定的だが継続的な確保は困難	利益を受ける者を特定し受益の範囲において負担を求めると必要あり
使用料	施設等利用者から徴収するため規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求めると必要あり
手数料	特定の者に提供する役務に対し徴収するため規模は限定的	継続的・安定的な確保が可能	受益者を個別に特定し負担を求めると必要あり
寄附金	対象者の設定により一定規模の確保は可能	寄附者の善意等に基づくものため継続的・安定的な確保は困難	寄附者の善意等に基づくものため受益者が必ずしも負担する必要なし

## 宮城県の法定外税等の比較

区分	核燃料税	産業廃棄物税	みやぎ発展税	みやぎ環境税
税目等	法定外普通税	法定外目的税	法人事業税の超過課税	県民税均等割の超過課税
課税目的	・原子力発電所の立地地域及び周辺地域における安全対策、環境保全対策、民生安定対策及び生業対策等の財政需要に充当	・産業廃棄物の抑制、減量化、再生利用等に関する施策の実施	・富県宮城の実現に向けた産業振興施策の充実と宮城県沖地震の被害最小化施策の加速化を図る	・豊かな環境の適切な保全と次世代へ引き継ぐための環境施策の実施・拡充
導入時期	S58.6.21	H17.4.1	H20.3.1	H23.4.1
課税対象	(1) 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 (2) 出力割：発電用原子炉（運転及び廃止に係るもの）の熱出力	・県内における産業廃棄物の最終処分場の搬入	—	—
納税義務者	発電用原子炉の設置者	排出事業者（約2,000者）	法人（約9,000者）	個人 法人（約56,000者）
税率	(1) 価額割：12% (2) 出力割：7,000円/千kw/3か月	1,000円/t	法人事業税の5%の上乗せ	個人：1,200円/年 法人：2千円～8万円/年
主な用途	・原子力発電所の立地地域及び周辺地域における安全対策 ・環境保全対策 ・民生安定対策 ・生業対策等の財政需要に充当 税収（R3年度）：約2億円	・産廃の発生抑制、リサイクル促進に対する支援 ・環境・リサイクル産業の育成・振興など 税収（R3年度）：約4億円	・県内産業の再興を目指す産業振興施策 ・地震等被害最小限化施策 ※森林関連の防災対策事業なし 税収（R3年度）：約50億円	・森林の多面的機能の維持・強化（森林の造成支援）など 税収（R3年度）：約17億円

# みやぎ環境税

## みやぎの豊かな環境を守り 次の世代へ引き継いでいこう

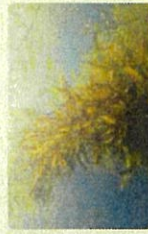
### 令和3年度事業の概要とその成果を紹介します

宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくために、平成23年4月から「みやぎ環境税」を導入し、環境課題の解決に向けてさまざまな事業に取り組んでいます。昨年度は「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050 NOW OR NEVER! 今しかない川のスローガン」の下、新みやぎグリーン戦略プランに基づく次の五つの視点から、51事業を実施しました。そのほか、市町村支援事業として「みやぎ環境交付金事業」を実施しました。



### 令和3年度事業の概要

<p><b>視点1 脱炭素社会の推進 13事業 / 6億8812万円</b></p> <p>家庭や事業所における二酸化炭素の削減に向けた取り組みを推進しました。</p> <p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スマートエネルギー住宅普及促進事業 / 2億8436万円 住宅の大規模光熱システムなどの設備導入や省エネ改修に対する補助</li> <li>● 燃料電池自動車導入推進事業 / 4346万円 燃料電池自動車(FCV)の導入支援や、燃料電池バス(FCバス)の路線運行支援など</li> </ul>	<p><b>視点2 森林の保全および機能強化 12事業 / 6億4360万円</b></p> <p>二酸化炭素の吸収など多面的機能を有する森林や里山の管理・保全と森林資源活用に向けた取り組みを推進しました。</p> <p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業 / 3億1705万円 県産材を使用した木造住宅の新築・リフォームに対する補助</li> <li>● 環境化防止間伐推進事業 / 5860万円 間伐や森林作業道の整備に対する補助</li> </ul>	<p><b>視点3 気候変動の影響への適応 7事業 / 2759万円</b></p> <p>気温や海水温の上昇など、気候変動の影響によって生じる被害を回避・軽減する取り組み(気候変動適応策)を推進しました。</p> <p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 海水温上昇に対応した高湿に強いイネづくり開発普及推進事業 / 418万円 高水温環境に適応可能な形米の選抜試験や、ブルーカーボンに関する普及啓発</li> <li>● 環境化に対応した高湿に強いイネづくり開発普及推進事業 / 418万円 高湿に強いイネの品種開発、選定および県南地区における現地適応性の評価</li> </ul>	<p><b>視点4 生物多様性、自然・海洋環境の保全 14事業 / 1億362万円</b></p> <p>生物多様性を育む豊かな自然・海洋環境の保全・再生のための取り組みを推進しました。</p> <p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野生鳥獣適正管理事業 / 1252万円 生鳥獣拡大が懸念される二ホンジカ・イノシシの捕獲による適正管理や、捕獲の担い手確保に向けたハンター養成講座の実施</li> <li>● 湿地環境保全・利活用事業 / 2531万円 伊豆沼内沼の自然再生や、水生植物園の整備などを通じてワズユースの推進</li> </ul>	<p><b>視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実 5事業 / 1082万円</b></p> <p>地域循環共生圏の形成に向けた人材の育成や、環境教育の一層の充実を図る取り組みを推進しました。</p> <p><b>主な事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒のための環境教育推進事業 / 133万円 県内の児童・生徒を対象に環境教育リーダーなどによる出前講座の実施</li> <li>● リアル・エコチャレンジ事業 / 185万円 子どもの基本的な生活習慣の定着促進や、エコ活動に関する環境教育の実施</li> </ul>
---	---	--	---	---



### 令和3年度事業の成果

#### 温暖化対策の成果

**1万9182世帯分の二酸化炭素を削減しました**

家庭用の太陽光発電システムやエネファーム(燃料電池)の導入、既存住宅の断熱改修、事業用再生可能エネルギー設備の導入などを支援したことによる省エネ効果と、森林整備による吸収効果により、約7万4867トンの二酸化炭素を削減しました。これは平均的な家庭換算で岩沼市の合計世帯数(約1万9千世帯)の年間排出量とおおむね同じです。

#### 森林を整備し 森の働きを高めました

二酸化炭素の吸収機能向上や、降雨による山崩れなどを防止するため、1926の間伐や606の造林などの森林整備を実施しました。



#### 温暖化対策以外の成果

地域の生態系への影響や農林業被害を防ぐため、増えすぎたホシシカやイノシシを3528頭捕獲しました。また、県内53の小中学校で環境に関する出前講座を実施しました。

#### みんなで広げる木育活動

県は、環境に関する普及啓発や環境教育に積極的に取り組んでいます。ここでは、昨年度に実施した視点2「森林の保全および機能強化」の一つ「みんなで広げる木育活動推進事業」について紹介します。

#### 「木育(きよく)」とは?

木育とは、木を使った遊びや工作などを通じて、幼少期から木と五感に触れ合うことで、自然環境に対する思いやりを育むとともに、林業などの地域産業や森林保全への関心を高めることを目的とした取り組みです。



#### 楽しい木育イベントを開催

一般社団法人南三陸YES工房は、南三陸杉(FSC認証材※)で作られた木育キット「スランガ」を使用し、親子

で参加できるワークショップを開催しました。

「スランガ」とは、2種類のパーツからなる木製ブロック遊具で、立方体のブロックと連結棒を組み合わせることにし、さまざまな形を組み立てることができます。参加した子どもたちは、想像力を働かせながら、動物や口笛などが思いついたら作品英作をまよばせ、国際的に適切な管理をし、認められた森林から生産される木材

#### 身近な施設を木質化

イオンモール新利府商館にある毛のくろはは、3、6歳の子どもを対象とした遊び場です。登米市産や南三陸町産のFSC認証材がふんだんに使用され、開放的な木質空間となっています。子どもたちは、木のぬくもりを感じながら、木製のすべり台などを使って伸び伸びと遊ぶことができます。



このように、県内各地で木育イベントの開催や施設の木質化が進められています。これを機に、ぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

#### 基金の残高

みやぎ環境税は、課税目的に沿った事業にのみ使用し、その使い道を明らかにするため、「環境創造基金」に積み立てて管理しています(左表参照)。

令和3年度の基金の残高は、令和4年度以降の事業に引き続き活用していきます。

項目	金額
令和2年度末の残高①	8億9192万円
令和3年度収入(税収・運用など)②	17億7586万円
令和3年度支出③	17億8292万円
令和3年度末の残高①+②-③	8億8486万円

※17万円未満四捨五入

**みやぎ環境税の仕組みに関すること**

- 税務課 ☎022(211)2333

**みやぎ環境税の使い道に関すること**

- 環境政策課 ☎022(211)2661

(2) 環境創造基金事業(主なもの)

新規 拡充	事業等の名称	担当部局	担当課室	予算額(千円)
(単位:千円)				
	区 分	基金充当額	備 考	
	視点1 脱炭素社会の推進	794,914		
	視点2 森林の保全及び機能強化	683,695		
	視点3 気候変動の影響への適応	36,292		
	視点4 生物多様性, 自然・海洋環境の保全	112,146		
	視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実	13,767		
	その他	320,099		
	合 計	1,960,913		
	環境創造基金造成費	環境生活部	環境政策課	1,745,657
	<b>視点1 脱炭素社会の推進</b>			
拡充	2050ゼロカーボン推進費	環境生活部	環境政策課	44,160
拡充	みやぎ二酸化炭素排出削減支援費	環境生活部	環境政策課	310,260
拡充	スマートエネルギー住宅普及促進費	環境生活部	再生可能エネルギー室	289,300
	再生可能エネルギーを活用した地域づくり支援費	環境生活部	再生可能エネルギー室	18,076
	J-クレジット導入費	環境生活部	再生可能エネルギー室	3,091
	燃料電池自動車導入推進費	環境生活部	再生可能エネルギー室	69,630
拡充	太陽光発電を活用したEV利用モデル等導入促進費	環境生活部	再生可能エネルギー室	31,000
拡充	再生可能エネルギー地域共生推進費	環境生活部	再生可能エネルギー室	3,130
新規	みやぎの有機農業推進費	農政部	みやぎ米推進課	7,802
	<b>視点2 森林の保全及び機能強化</b>			
	温暖化防止間伐推進費	水産林政部	森林整備課	114,800
	再造林推進費	水産林政部	森林整備課	126,913
	マツ林景観保全費	水産林政部	森林整備課	34,200
	ナラ林保全対策費	水産林政部	森林整備課	20,883
	海岸防災林普及啓発費	水産林政部	森林整備課	5,500
	県産材利用サステナブル住宅普及促進費	水産林政部	林業振興課	267,891

新規 拡充	事業等の名称	担当部局	担当課室	予算額(千円)	
新規	CLT活用建築物普及推進費	水産林政部	林業振興課	68,902	
	県産材活用型授乳室設置促進費	水産林政部	林業振興課	5,683	
	<b>視点3 気候変動の影響への適応</b>				
	気候変動適応技術開発推進費	農政部	農業振興課	28,790	
拡充	養殖海水温上昇対策費	水産林政部	水産業基盤整備課	7,513	
	<b>視点4 生物多様性、自然・海洋環境の保全</b>				
	湿地環境保全・利活用推進費	環境生活部	自然保護課	80,520	
	蒲生干潟自然再生推進費	環境生活部	自然保護課	1,700	
	野生鳥獣適正保護管理費	環境生活部	自然保護課	236,630	
	野生鳥獣適正管理費	環境生活部	自然保護課	42,326	
	狩猟者確保対策費	環境生活部	自然保護課	4,960	
	新規	未来へつなぐ豊かな海づくり推進費	水産林政部	水産林業政策室	1,479
		持続可能なみやぎの漁場環境づくり推進費	水産林政部	水産業基盤整備課	11,297
		<b>視点5 地域循環共生圏形成のための人材の充実</b>			
みやぎ環境税広報費		環境生活部	環境政策課	6,126	
新規	児童・生徒のための環境教育推進費	環境生活部	環境政策課	2,700	
	人と自然の交流推進費	教育庁	生涯学習課	2,444	
	<b>その他</b>				
	みやぎ環境税市町村支援費	環境生活部	環境政策課	320,099	





## 事業用発電パネル税の概要

### 税名・税目 事業用発電パネル税（法定外目的税）

課税客体 市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業

税収の用途 防災対策、自然環境対策、生活環境対策

課税標準 太陽光発電設備のパネルの総面積

納税義務者 市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者

税率 1㎡あたり50円

非課税事項等 1 建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業

2 発電認定容量が10kw未満の太陽光発電設備による発電事業

3 発電認定容量が50kw未満の太陽光発電設備による発電事業で、その事業区域に砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれも含まないもの

4 太陽光発電事業者が地域住民等に対し、円滑な関係を維持するため、寄附金を支出した場合には、税額の20%を上限として、その寄附金相当額を税額控除する。

徴収方法 普通徴収

課税期間等 5年間

本税施行後5年ごとに、必要がある場合は、条例に検討を加え所要の措置を講ずる。

事業用発電パネル税 環境対策事業予定額(5年間)

区分	事業名	事業費	国庫	県	地方債	地元負担金	他特定財源	一般財源	地方債の内交付税算入残	積算根拠等
1	治水対策	110,000	0	0	110,000	0	0	0	33,000	緊急自然災害防止対策
	吉野川水系	156,800	35,750	9,750	105,400	0	0	5,900	52,700	ポンプ施設(2基)
	大環橋井堰代替水利移設整備	54,000	0	0	0	0	0	54,000	0	定期点検、電気代等
2	内水排水対策	20,000	0	0	20,000	0	0	0	6,000	緊急自然災害防止対策
	横尾川・河会川合流点改良	204,900	0	0	204,900	0	0	0	61,470	護岸工事・河道掘削等 (~R3事業分)
	緊急自然災害防止対策事業	990,672	495,300	0	495,200	0	0	172	210,485	9基分 林野・入田・鳥淵・谷口地域 5年分 1,000千円/年/基
3	避難場所整備	45,000	0	0	0	0	0	45,000	0	R元年度整備10機 3.3t/分(林野、桜川、入田、福本)
	可搬式排水ポンプ整備事業	7,016	0	0	6,800	0	0	216	2,040	H21浸水地からの移転費
	土居集会所移転	102,448	0	0	97,400	0	0	5,048	29,220	新設175基・更新195基・5箇年分 R2年度実績より推計
4	避難誘導灯	9,263	0	0	0	5,598	0	3,665	0	0
	避難誘導灯維持費	56,994	0	0	0	56,994	0	0	0	0
	備蓄品(防災食他)	4,860	0	0	0	0	0	4,860	0	0
5	消防車整備	107,500	0	0	91,300	10,750	0	5,450	27,390	ポンプ車0.5台・積載車3台/年・5箇年分
	警鐘台撤去費	58,500	0	0	0	58,500	0	0	0	警鐘台 130箇所
	獣害防護策設置事業	22,305	0	7,021	0	9,513	870	4,901	0	H25~R1実績の1/2を想定
6	放置パネル対策	40,000	0	0	0	0	0	40,000	0	20万kw×10千円×2%
	環境測定	25,160	0	0	0	0	0	25,160	0	測定器設置 10基分
7	調査研究費	7,150	0	0	0	0	0	7,150	0	10箇所・2回/年・5箇年分
	監視業務	2,750	0	0	0	0	0	2,750	0	カメラ設置 10台/年・5箇年分
8	調査研究費	2,080	0	0	0	0	0	2,080	0	52回目/年・5箇年分
	環境パトロール	2,080	0	0	0	0	0	2,080	0	0
合計		2,037,398	531,050	16,771	1,131,000	141,355	870	216,352	422,305	

A 141,355  
 B 216,352  
 C 422,305  
 A+B+C 780,012  
 目的税充当予定額



美作市事業用発電パネル税条例をここに公布する。

令和3年12月21日

美作市長

森 亨 誠 司

美作市条例第24号

### 美作市事業用発電パネル税条例

(課税の根拠)

第1条 市は、安心安全な環境の保全を目的とし、防災対策、生活環境対策及び自然環境対策のための施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、事業用発電パネル税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特措法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に掲げる太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) パネル 太陽光発電設備として設置した日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）C8960（以下「規格」という。）に規定する太陽電池をいう。
- (3) 事業区域 特措法第9条第3項の認定に係る土地（当該認定に係る太陽光発電設備の設置の場所として同条第2項第6号の規定により再生可能エネルギー発電事業計画に記載された土地をいう。）で構成される区域をいう。
- (4) 発電認定容量 事業区域内に設置した太陽光発電設備の出力（特措法第9条第3項の認定に係る同条第2項第6号に規定する再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の出力をいう。）をいう。
- (5) パネル総発電容量 事業区域内に設置した太陽光発電設備のパネルの最大出力（規格に規定する最大出力をいう。）の合計値をいう。
- (6) 発電事業 市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業をいう。
- (7) 事業者 発電事業を行う者をいう。

(納税義務者等)

第3条 事業用発電パネル税は、発電事業に対し、その事業者に課する。

(課税免除)

第4条 次の各号のいずれかに該当する発電事業に対しては、事業用発電パネル税を課さない。

(1) 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業

(2) 発電認定容量が10キロワット未満の太陽光発電設備による発電事業

(3) 発電認定容量が50キロワット未満の太陽光発電設備による発電事業(前号に規定するものを除く。)であって、その事業区域に次に掲げるいずれの区域も含まないもの

ア 岡山県砂防指定地等管理条例(平成14年岡山県条例第76号)第2条第1項に規定する砂防指定地

イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

2 前項の場合において、実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備が一体性を有するものと市長が認めるときは、関係する太陽光発電設備全ての発電認定容量を合算した値をもって、同項第2号又は第3号の発電認定容量とみなす。

3 第1項第3号の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、課税免除の申請をしなければならない。

(賦課期日)

第5条 事業用発電パネル税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(課税標準)

第6条 事業用発電パネル税の課税標準は、賦課期日における事業者の発電事業の用に供する太陽光発電設備のパネルの総面積とする。

2 事業区域が市の区域外にわたる場合には、前項のパネルの総面積の値は、

事業区域のうち市の区域内にある太陽光発電設備のパネルの総面積の値とする。

- 3 前2項の規定により課税標準の値を計算する場合において、当該パネルの総面積の値に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(賦課徴収に関する申告の義務)

第7条 事業用発電パネル税の納税義務者(以下「納税義務者」という。)は、4月30日までに、当該年度に係る賦課期日現在における事業用発電パネル税の課税標準となるパネルの総面積の値その他事業用発電パネル税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(課税標準の特例)

第8条 納税義務者のうち、発電事業の用に供する太陽光発電設備の発電認定容量が50キロワット未満のものについては、当該発電認定容量の値(キロワットを単位とする値をいう。)に6を乗じて得た値を第6条に規定するパネルの総面積の値(平方メートルを単位とする値とする。次項において同じ。)とみなして、同条の規定を適用することができる。

- 2 納税義務者のうち、発電事業の用に供する太陽光発電設備の発電認定容量が50キロワット以上のものについては、パネル総発電容量の値(キロワットを単位とする値をいう。)に6を乗じて得た値を第6条に規定するパネルの総面積の値とみなして、同条の規定を適用することができる。

- 3 前2項の規定によりパネルの総面積の値とみなすことのできる値を計算する場合において、当該発電認定容量又はパネル総発電容量の値に1キロワット未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 4 第1項又は第2項に規定する場合において、事業区域が市の区域外にわたるときは、第1項の当該発電認定容量又は第2項のパネル総発電容量の値は、それぞれ当該太陽光発電設備に係る発電認定容量又はパネル総発電容量の値に事業区域内にある太陽光発電設備のパネルの総面積に対する市の区域内にある当該太陽光発電設備のパネルの総面積の割合を乗じて得た値(その値に1キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値)とする。

- 5 前各項の規定により課税標準の特例の適用を受けようとする者は、前条に規定する申告書にその旨を記載しなければならない。

(税率)

第9条 事業用発電パネル税の税率は、課税標準となる面積1平方メートルにつき50円とする。

(税額控除)

第10条 納税義務者が、美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例(平成30年美作市条例第24号)第2条第5号に規定する地域

住民等その他発電事業の状況から必要と認められる者に対し、それらの者と円滑な関係を維持するため、発電事業に関し寄附金を支出した場合には、当該納税義務者の当該年度分の事業用発電パネル税の税額から、前年中に支出された当該寄附金の額の合計額を控除することができる。この場合において、当該合計額が当該税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該控除する額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者は、第8条第1項及び第2項の規定の適用を受けることができない。

3 第1項の規定により事業用発電パネル税の控除を受けようとする者は、第7条に規定する申告書に必要な事項を記載するとともに、その控除を受けようとする事由を証明する書類を添付しなければならない。

(みなし課税)

第11条 市長は、第7条に規定する申告書を提出しない納税義務者にあつては、第8条第1項から第4項までの規定を適用して計算した値を、第6条に規定するパネルの総面積の値として、事業用発電パネル税を課することができるものとする。

(徴収の方法)

第12条 事業用発電パネル税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第13条 事業用発電パネル税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情がある場合であつて前項の納期により難しいと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(納付額等)

第14条 事業用発電パネル税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の事業用発電パネル税の税額を前条第1項の納期の数で除して得た額(以下「分割金額」という。)とする。この場合において、その納期ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

2 事業用発電パネル税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合には、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(発電事業の終了に伴う届出)

第15条 納税義務者は、発電事業を終了した場合には、その終了の事由が生じた日から30日以内に事業終了届出書にその事実を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(納税管理人)

第16条 納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合には、納付に関する一切の事項を処理させるため、市の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。)のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、同日から10日以内に納税管理人承認申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合も同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業用発電パネル税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第17条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告をすべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(不申告に関する過料)

第18条 納税義務者が、正当な理由なく第7条に規定する申告書を同条に規定する提出期限までに提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期

限は、その発付の日から10日以内とする。

(減免)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものについては、事業用発電パネル税を減免する。

(1) 天災その他特別の事情により発電事業を行うことが著しく困難となった者

(2) その他特別の事情がある者

2 前項の規定により事業用発電パネル税の減免を受けようとする者は、納期限までに、減免申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により事業用発電パネル税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(賦課徴収)

第20条 事業用発電パネル税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び美作市税条例(平成17年美作市条例第48号)の定めるところによる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して3か月を経過し、かつ、1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後の賦課期日における発電事業に対し課すべき事業用発電パネル税について適用する。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。